



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2020年10月15日

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村 洋 一

同 紙 谷 雅 子

同 芹 澤 齊

同 升 味 佐江子

内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命拒否に関する声明

2020年10月1日、内閣総理大臣は、第25期日本学術会議新規会員の任命に際し、日本学術会議が推薦した会員候補者105名のうち6名を除外して任命した。これに対して、日本学術会議は翌日付で、任命されなかった候補者の速やかな任命と、任命されない理由の説明を要望したが、現時点では当事者にとっても、国民にとっても納得できる説明がなされたとは言えない。

今回のように、日本学術会議が推薦した候補者を任命しないのは、2004年の日本学術会議法の改正により、日本学術会議が会員候補者を選考する方法に改められてから初めてのことである。日本学術会議は「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」とし（日本学術会議法2条）、同法は日本学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し…内閣総理大臣に推薦」し（同法17条）、その「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」ものとしている（同法7条2項）。

また、この任命については、中曽根康弘内閣総理大臣が、国会において、「政府が行うのは形式的任命」（1983年5月12日参議院文教委員会）と述べ、政府委員も「私どもは、実質的に総理大臣の任命で会員の任命を左右するということは考えておりません。…仕組みをよく見ていただければわかりますように、…出していただくのはちょうど…ぴったりを出していただく…。それでそれを

私の方に上げてまいりましたら、それを形式的に任命行為を行う。…これが実質的なものだというふうには私ども理解しておりません」(同 手塚康夫内閣総理大臣官房総務審議官)、「内閣総理大臣が形式的な任命行為を行う」(同 高岡完治内閣総理大臣官房参事官)と説明してきた。そしてこれまで、「学問の自由」(憲法 23 条)の理念を反映し、同会議が「独立して…職務を行う」(日本学術会議法 3 条)ことを尊重する任命がなされてきた。

今回の決定は、これまでの任命のあり方を覆す、重大な変更であり、法的安定性や予測可能性を脅かすことが懸念され、明確な理由が示されないため、政府に対する批判的な研究者が忌避されているのではないかとの憶測を呼んでいる。さらに、自由で独立であるべき研究者集団の中で委縮ないし自制が起こるのではないか、ひいては学問が政治の道具とされ、学問の自由を侵すことを招きかねないと危惧される。

「自由と人権を擁護すること」を唯一の目的として設立された自由人権協会は、このような事態に対して強い懸念を表明するとともに、政府に対して今回の決定の理由を明確に説明することを求める。

以 上